



平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会社名 株式会社セレス  
代表者名 代表取締役社長 都木 聡  
(コード番号：3696 東証一部)  
問合せ先 常務取締役 兼  
管理本部長 小林 保裕  
電話番号 03-5797-3347

### 本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 23 日開催の取締役会において、本店所在地の変更を含む「定款一部変更の件」を平成 30 年 3 月 27 日に開催予定の当社定時株主総会（以下、本定時株主総会）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 本店移転

(1) 新本店所在地

東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

(2) 移転の理由

当社の事業拡大により人員が増加しており、オフィスの集約及びビジネス環境の改善により業務効率の向上を図るため、平成 29 年 12 月に本社機能を移転いたしました。これに伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店所在地を、東京都港区から東京都世田谷区に移転いたします。  
※本定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

(3) 日程

本店移転日 平成 30 年 4 月 1 日

#### 2. 定款変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2) 本店の所在地の変更

前項にて記載のとおり、当社は平成 29 年 12 月に本社機能を移転いたしました。これに伴い、本社所在地に本店を移転いたしたく、現行定款第 3 条（本店の所在地）を東京都港区から東京都世田谷区に変更するものであります。

(3) 取締役の員数及び監査役の員数の変更

当社の取締役会及び監査役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 19 条（取締役の員数）及び第 32 条（監査役の員数）を 7 名以内から 3 名以上に変更するものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸</li> <li>2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>4. インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>5. 通信販売業</li> <li>6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>7. 古物売買業</li> <li>8. 有料職業紹介事業</li> <li>9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</li> <li>10. 仮想通貨交換業</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>11.</u> 各種事業への投資業務</p> <p><u>12.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸</li> <li>2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>3. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>4. インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>5. 通信販売業</li> <li>6. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>7. 古物売買業</li> <li>8. 有料職業紹介事業</li> <li>9. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</li> <li>10. 仮想通貨交換業</li> <li><u>11.</u> 仮想通貨関連業務</li> <li><u>12.</u> 各種事業への投資業務</li> <li><u>13.</u> 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p>

<p>第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>第20条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>第33条～第42条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第47条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第48条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第20条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第33条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第47条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第48条～第51条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>この定款は平成30年4月1日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>
--	---

以 上